

# 社会を明るくする運動

法務省が主唱する「社会を明るくする運動」。市内の小中高校生を対象に犯罪や非行のない地域社会づくりをテーマに作文を募集しました。広報きくち10月～12月で各部門の最優秀作文を紹介します。

小学生の部最優秀作文

## 私が思う明るい社会

泗水東小学校6年 宮本千春さん



まず、社会とは人々が協力して住みよい環境をつくり上げていく場所だと私は考えます。そして、私が思う住みよい環境や明るい社会とは、一人ひとりが自分の考えや気持ちを伝えやすいふん囲気のある社会だと思います。そのふん囲気というものを分かりやすく言うと「信頼関係」ではないでしょうか。例えば自分の発言に対して悪く言う人がいるかもしれないと心配して発言できないでいる人がいることがよくあります。でも、それは相手を信頼できていないからだと思います。

私のクラスでは、六年生になってすぐにトラブルが起きてしまいました。学校の物にいたずらをしたというものでした。その時に先生がバイトテロ(※)の動画をクラスのみんなに見せて、一緒に考える授業がありました。その動画に私はショックを受けました。私のクラスで起きたトラブルと何も変わりませんでした。その時周りにいた人は、どんな気持ちで見ているのだろうという事です。クラスでトラブルが起きた時も、周りに声をかけられる人はいたと思

います。もちろん、トラブルの原因になる本人もしっかり反省するべきですが、もし周りの人が異変に気づいたり、その人の話を聞いて、寄り添うことができたら、別の行動をしたかもしれません。何かトラブルを起こしてしまったり人にいやな気持ちや不安を感じたりした人たちは、もしかしたら心になやみやモヤモヤをかかえ込んでしまっているかもしれません。

だから私はそういう人たちが少しでも減るために、なやみやモヤモヤを減らすような信頼関係も大切だと思っています。自分がかかえ込んでいるなやみやモヤをうち明けられたら、気持ちや行動が変わると思います。

これは犯罪防止にもつながる部分があります。誰かを傷つけてしまうのは、自分が傷ついていることも原因の一つだと思います。だから人の心のいたみに気づける人が必要です。つまりみんなが、「気づける人」になることが大切です。

身近なトラブル、もっと大きく言えば犯罪等を起こしてしまった人を悪いと決めつけるだけでは、本当の解決にはつながらないのではないで

しょうか。理解してその人のこれらを支えてあげられるような人が増えれば、私が思う明るい社会になっていくと思います。

今私にできることは、友だちやクラスメイト、一人ひとりの気持ちに向き合うことです。

私は、今までの意見交流の時間などで毎回の良い友だちとばかり集まって、周りの意見を自分から聞きに行くことはあまりありませんでした。でもクラスで起きたトラブルを通して、このままではいけないという風に気がしてきました。意見交流の時間は、積極的に多くの人に声をかけ、困っている人ややんでいる人がいたら話を聞くことを心がけています。

自分が誰かのちょっとした変化でも、気づくことができ、それが少しずつでも周りに広めていければ「明るい社会」につながっていきます。まずは自分が行動し、その行動で周りに良いえいきょうをあたえることができると思います。

※飲食店などの従業員が迷惑行為をSNSなどで拡散すること

# 農業委員会だより

農地の売買や転用、そのほか農地に関することは、お気軽にご相談ください。

### 問い合わせ先

農業委員会 ☎0968(25)7235  
 七城支所 ☎0968(25)1080  
 旭志支所 ☎0968(25)3334  
 泗水支所 ☎0968(25)2155



### 農地転用には許可が必要です

農地を農地以外に利用することを農地転用といいます。自分の農地でも、家、店舗、倉庫、資材置場、駐車場、山林、農業用施設などに転用する場合は、農業委員会の許可が必要です。

なお、200平方メートル未満の農業用施設へ転用する場合は許可は不要ですが、許可不要転用届の提出が必要です。

①所有者が自分の所有する農地を転用する場合・農地法第4条許可  
 ②所有者以外の人が農地転用する場合・農地法第5条許可

農地転用の許可ができない場所もありますので、農地転用を予定している人は、事前に農業委員会事務局へご相談ください。

### 農地の無断転用は法律違反です

農業委員会の許可を受けずに、無断で農地転用を行うと農地法違反となりますので、絶対に行わないでください。

無断転用では権利の取得にならないだけでなく、発見した場合には、

農業委員会が工事の中止を指示し、元の農地に復元させる原状回復命令を出すことがあります。

違反転用者には、3年以下の懲役や300万円以下(法人に対しては1億円以下)の罰金が科せられる農地法の罰則が適用されます。

### 農地を相続したら届け出が必要です

相続などによって農地の権利を取得した場合は、必ず農業委員会へ届け出てください。相続後に法務局が発行した「登記完了証」、「登記簿謄本(写)」など、相続したことが確認できる書面を持参してください。

### 12月の申請締切日は12月20日(月)です

農地の売買や貸借、転用の許可申請を予定している人は、農業委員会総会にはかる必要がありますので、忘れずに申請してください。

通常は毎月25日が申請書提出の締切日ですが、12月は年末年始をさむため、締切日が早くなりますのでご注意ください。

12月の申請締切日  
12月20日(月)



### 菊池の情報発信

#### 公式フェイスブック「癒しの里 菊池」

祭りやイベント、旬な情報など、タイムリーなニュースを紹介しています。

#### 公式ツイッター「@Kikuchi\_city」

菊池のイベント情報やニュースを手軽に確認できます。

#### 公式インスタグラム「@kikuchicity」

絶景だけでなく、まちに隠れる意外な見どころなど、写真で伝えたい菊池の魅力を紹介します。

#### きくち防災・行政ナビ

防災無線や個別受信機からの情報を確認できます。火災情報や学校からのお知らせも配信している無料アプリです。

#### 母子手帳アプリ母子モ「きくちっこ」

予防接種や子どもの成長記録の管理、家族間での情報共有が可能。子育てに関する知識やイベント情報も提供します。

#### 菊池市ごみ分別アプリ

家庭ごみの分け方や出し方、ごみ収集日などを、スマートフォンやタブレット端末で検索できる無料アプリです。

※二次元コードの読み取りがうまくできないときは、上下の二次元コードを隠して再度読み取ってください。